

平成28年度に事業計画の終期を迎える組織は、新たに事業計画の認定が必要になります!!

👉 活動を継続する場合、事業計画をつくる必要はあるの？

注目!!

- 継続して活動に取り組む組織にあつては、新規組織と同様に法律に基づく事業計画を作成して、新たに市町村の認定を受けてください。

👉 事業計画をつくるのは大変なの？

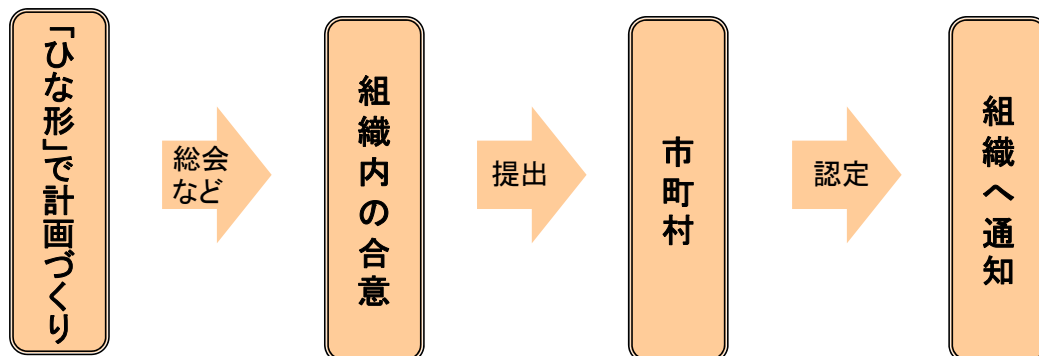
簡単!!

- 次ページの「ひな形」に活動計画書と参加同意書を添付すればOKです。
- 平成29年度からの活動に向け、組織で合意した新たな活動計画書、規約、参加同意書等を添付します。
- 中山間地域等直接支払や環境保全型農業直接支払も、この「ひな形」へ一緒に書き込めば事業計画がつくれます。

👉 どんな手続きが必要なの？

早めに準備を!!

- 簡単な手続きで、事業計画の認定が受けられます。



早期の事業計画認定のため、今年度中（平成29年3月まで）に事業計画をつくりましょう。

青字 は個別に記載していただく箇所です。

(様式第6-5号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事業計画（案）

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇地域保全会 印

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類(実施するものに○印を付すこと。)

| 1号事業（多面的機能支払交付金） | |
|-----------------------|--|
| <input type="radio"/> | 法第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。)(農地維持支払交付金) |
| <input type="radio"/> | 法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。)(資源向上支払交付金) |
| | 2号事業(中山間地域等直接支払交付金) |
| | 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金) |
| | 4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業) |

② 実施区域

別添の〇〇〇〇地域保全会の多面的機能支払交付金に係る活動計画書(以下「活動計画書」という。)(別紙)協定対象区域図面)のとおり。

(2) 事業に係る施設の所在及び施設の種類の別

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 保管理する区域内の農用地、施設」並びに「(別紙)協定対象区域図面)のとおり。

(3) 活動の内容

イ イの活動

活動計画書「Ⅲ. 活動の計画」の「1. 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「Ⅲ. 活動の計画」の「2. 資源向上支払」に記載のとおり。

(注) 活動内容に合わせて記載してください。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1活動組織規約」の「(別紙)活動組織参加同意書」に記載のとおり。

(注) これは多面的機能支払のみに取り組む場合の記載例です。

中山間地域等直接支払など、他の事業にも一緒に取り組む場合は、必要事項を書き加えます。